



25健福第323号
平成25年9月18日

公益財団法人豊橋善意銀行
理事長 水野 勲 様

愛知県知事 大村秀章



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成25年9月18日 から 平成30年9月17日 まで